

令和4年6月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和4年 7月 1日(金) 開会 午前10時 2分
閉会 午後 3時58分

場所 第3委員会室

出席委員 松澤正委員長

杉田茂実副委員長

浅井明委員、立石泰広委員、新井一徳委員、梅澤佳一委員、

岡村ゆり子委員、岡重夫委員、石渡豊委員、辻浩司委員、柳下礼子委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

小野寺亘総務部長、廣川達郎税務局長、谷戸典子人財政策局長、

新井哲也契約局長、片桐徹也人事課長、齊藤浩信職員健康支援課長、

須田茂利文書課長、松澤純一学事課長、岩崎正史税務課長、

田中秀幸個人県民税対策課長、平岩亮司管財課長、伊藤佳子統計課長、

森田克枝総務事務センター所長、江口昌稔行政監察幹、小川裕嗣入札課長、

島崎二郎入札審査課長、渡邊和貴県営競技事務所長

黒澤万里子秘書課長

細野正人事委員会事務局長、

澁澤幸人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、山岸盛三任用審査課長

[県民生活部関係]

真砂和敏県民生活部長、市川善一県民スポーツ文化局長、

田沢純一県民共生局長、浅見健二郎参事兼広報課長、小田恵美県民広聴課長、

田辺勝広共助社会づくり課長、小川美季人権・男女共同参画課長、

川端秀治共生推進幹、加来卓三文化振興課長、久保佳代子国際課長、

廣川佳之青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、若松孝治消費生活課長、

菅原誠防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第91号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）のうち総務部関係	原案可決
第94号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	原案可決
第95号	職員の高齢者部分休業に関する条例	原案可決
第96号	埼玉県税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第103号	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県税条例の一部を改正する条例）	原案可決
議第15号	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例	原案可決
議第16号	埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第1号	国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）中止の意見書」提出を求める請願書	不採択
議請第2号	国に対し「一定の期間を定めて、消費税をゼロにする意見書」の提出を求める請願書	不採択

報告事項（県民生活部関係）

- 1 指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について
- 2 令和4年度における指定管理者の選定について
- 3 屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について

【知事提出議案に対する質疑（総務部関係）】

浅井委員

- 1 学校給食費等の物価高騰相当額を補助するとのことだが、今回の補正額で、どの程度の物価高騰まで対応できるのか。
- 2 食材価格の高騰が長期化した場合の考えを伺う。
- 3 職員の適正な年齢バランスを維持するためには、定年の段階的引上げ期間中も一定の新規採用を継続して行う必要があると考えているが、どうか。
- 4 このタイミングで高齢者部分休業制度を導入する理由は何か。また、どういう場合に取得できるのか。さらに、許可する際の条件はあるのか。
- 5 住宅ローン控除に関する改正による県税収入への影響額はどうか。

学事課長

- 1 物価高騰の割合として15%までを見込んで積算している。15%という数値は令和3年4月から令和4年4月までの食材の一番高い値を根拠として積み上げたものである。6月に開かれた、国の物価・賃金・生活総合対策本部で示された数値をみると、企業間取引では9%程度で推移している一方、消費者物価は3%に満たない数値での上昇率となっている状況である。このため、今後の価格動向を踏まえても、対応できる額であると考えている。
- 2 今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による給食費への対応については、4月26日の関係閣僚会議での決定において、価格高騰への対応として利用できる旨が明記されている。また、価格高騰が長期に及んだ場合は、骨太の方針などを踏まえ、弾力的・機動的に総合的な方策で対応していくとされている。今回、令和4年度補正予算として計上させていただいたが、価格高騰の長期化については、国が総合的対策をどのように打ち出していくのか、また、価格高騰がどこまで伸びていくのか、などを踏まえて検討していきたい。

人事課長

- 3 定年の段階的引上げ期間中には、2年に一度、定年退職者のいない年が生じるため、1年おきに、採用する必要のある職員数の増減が生じる。しかし、継続的で安定した県政運営を行っていくためには、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続して、職員の適切な年齢バランスを確保していく必要があると考えている。昨年度、人事委員会からも同様の趣旨の意見があったところである。また、このことについて、先日、総務省から、定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会の報告書が出され、また、これに基づいた通知も出されている。このような通知の内容も踏まえ、関係部局と協議し、安定的な新規採用に向けて、必要な検討を行っていきたい。
- 4 定年が原則65歳まで引き上がることに伴い、定年前に短時間の勤務を希望する職員がこれまで以上に増えることを見込んでいる。そこで、こうした職員が、定年まで活躍できる環境整備が必要であると考えている。定年引上げを内容とする地方公務員法の改正に際しても、高齢者部分休業について、全ての地方公共団体において、早急かつ確実に関係条例を整備するよう、附帯決議がなされたところである。これらを踏まえ、定年引上げに合わせて、高齢層職員の多様な働き方を推進するための選択肢の一つとして、高齢者部分休業制度を導入したいと考えている。高齢者部分休業は、例えば本人の健康

状態、家族の介護、地域ボランティア活動への従事等を理由として取得する場合を想定している。地方公務員法及び条例上は、「60歳に達した職員から申請があったこと」、「公務の運営に支障がないと認めること」という要件があるが、それ以外に事由は限定していない。制度趣旨に鑑み、できる限り職員の意向を尊重し、広く休業を認めていきたい。

税務課長

- 5 住宅ローン控除は、県税収入にとっては減収要因となる。規模としては、約2億6,000万円の減収を見込んでいるが、国の地方特例交付金により全額補填されるため、実質的な減収は生じない。

浅井委員

新規採用を継続するということが安定的な県政運営を行っていくということだが、少子高齢化という時代に入っているため、高齢者対策は、ある程度の年齢に達した職員が対応した方がよいという思いもある。若い職員とのバランスを保つことで、県民に対してあらゆる問合せに対応できると考えるが、どうか。

人事課長

今後の定年引上げ期間中の採用については、職種ごとの年齢構成などもよく見た上で、どういった採用の仕方にしていくのがよいか、全体の年齢バランスなども考慮し、検討していきたい。

柳下委員

- 1 定年延長の段階的引上げ期間中は、定年退職者が隔年でしか生じないが、新規採用を行わなくなるとは困る。危機管理や業務の推進のためには、技術の継承が困難になる部署もある。令和4年度の知事部局の職員定数は7,060人、一方、未配置・未補充で職員が欠員となっている数は68人である。新卒採用を抑制せず、きちんと採用して、欠員をなくしてほしいが、どうか。
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、60歳に達した以後、次の4月1日以降、給料の月額を60歳前の7割水準にすることだが、根拠は何か。
- 3 人事院の調査では、定年を引き上げた事業所のうち給与減額をしている事業所は3割から4割と少数である。また、人事院の意見の申出においても「60歳を超えても引き続き同一の職務を担うのであれば、本来は、60歳前後で給与水準が維持されることが望ましい」と言及されている。60歳を超えて引き続き同一の職務を担う場合は、本来、給与水準が維持されることが望ましいと考えるが、どうか。
- 4 衆議院の内閣委員会において、60歳を超える職員の給与水準の設定については、当分の間の措置として位置付けており、今後その在り方を引き続き検討すると政府は答弁しているが、本県においても、「当分の間」という考え方でよいか。今後の方針と併せ示していただきたい。

人事課長

- 1 定年の段階的な引上げ期間中は、2年に一度定年退職者が出ない年がある。しかし、継続的に安定した県政運営を行っていくためには、真に必要な規模の新規採用は計画的に継続して採用し、職員の年齢バランス等も確保していく必要があると考えている。技

術の継承の視点もよく考えながら、新規採用について検討していきたい。また、その際、採用しにくい職種については、中長期的に見て採用を考えていくなど、欠員補充の視点を十分に考慮して、採用について考えていきたい。

- 2 国においては、民間企業の60歳以上の雇用形態や賃金水準を踏まえ、60歳以降の国家公務員の給料について、60歳前の7割水準とする内容で法改正がなされた。本県においては、令和3年の人事委員会勧告において、地方公務員法の趣旨を踏まえ、先に決定された国家公務員に関する制度との均衡から、60歳以降の職員の給料について、国に準じて60歳前の7割水準とすることが適当であると、意見が出された。地方公務員の給与については、地方公務員法上、国との均衡の原則が位置付けられていることから、人事委員会からの意見のとおり、給料を7割水準としたいと考えている。
- 3 同一の職務である場合、給与水準が維持されるべきという御意見はいただいている。しかし、国においては、調査結果も踏まえた上で、60歳以降の給料について、60歳前の7割水準とする内容の法改正がなされた。地方公務員の給与については、国との均衡の原則があることから、人事委員会からの意見のとおり、国に準じて7割とすることが最も適切だと考えている。
- 4 国会において、当分の間の措置であり、引き続き検討していくとの議論もされている。また、人事委員会からの意見においても、当分の間の措置であり、今後検討が必要とされている。したがって、条例上も、当分の間として7割措置等を規定する内容となっている。今後も、民間企業等の状況を踏まえて検討される国の動向を注視するとともに、人事委員会勧告に基づき、適切に対応していく。

柳下委員

7割水準については、不当ではないか。人事院の意見の申出においては、賃金構造基本統計調査と職種別民間給与実態調査の結果を基に7割水準の理由としている。しかし、賃金構造基本統計調査には、県の再任用に相当する再雇用者も含まれており、また、職種別民間給与実態調査では、定年の年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、給与減額を行っていない企業が過半数を超えている。7割水準とする根拠はなく、引下げありきと言わざるを得ない。同一労働同一賃金の原則についてどう考えるか。

人事課長

調査方法によって様々な割合があることは承知している。しかしながら、今回については、国との均衡の観点や人事委員会からの意見に基づき、7割水準とさせていただいた。同一労働同一賃金の概念についても言われているが、国においても民間企業の調査を基に7割水準としており、民間水準に合わせるという情勢適応の原則、国やほかの都道府県との均衡の原則などを総合的に考慮すると、7割水準の設定は不当ではないと考えている。

新井委員

- 1 資料3-1の「イ 管理監督職勤務上限年齢制の導入」で、60歳に達した日以後、次の4月1日に管理監督職以外の職に降任等させる、とある。要するに、60歳になる年度末をもって、管理監督職には就かなくなるという意味だと思うが、60歳で線を引いた根拠、理由は何か。
- 2 管理監督職以外の職に降任等させるとあるが、実際に定年が引上げになり、例えば61歳になった方が、就くことができる職位の一番上は何か。

人事課長

- 1 定年の引上げによって職員が公務に従事する期間が長くなる中、管理職に一度就いた職員がそのまま在職し続けることとなった場合には、若手・中堅職員の昇任機会が減少することにより、組織の新陳代謝を阻害し、公務の能率的な運営にも支障が生じるおそれがある。そこで、国が定年を65歳に引き上げる中で、組織全体としての活力を維持するため、管理職に就く職員を原則60歳で非管理職に異動させる制度、いわゆる役職定年制を設けたところである。改正地方公務員法では、役職定年の年齢を条例で定めるに当たっては、国及びほかの地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払うべきとされている。また、人事委員会から、役職定年の年齢については、地方公務員法の趣旨を踏まえて原則60歳とすることが適当という意見もあった。これらを踏まえ、本県としても、役職定年の年齢について、国家公務員と同様の60歳と設定したところである。
- 2 非管理職の中で、最も上位の職位である主幹級とすることを考えている。

新井委員

そもそも60歳の定年は法改正に伴って1986、7年くらいから定着し、人生100年時代と言われている中、定年も引き上げていこうという流れになっているのだと思う。制度を変える今の状況では、国の方向も見ながら60歳で役職定年させることは分かるが、これから5年後、10年後を見た場合、基本的には65歳まで昇進できるような形にしていく方が社会の在り方として正しいのではないか。仮に60歳で部長だった職員が、明日から主幹だと言われて、モチベーションを維持できるのか、非常に難しい面もあるかと思う。管理監督職勤務上限年齢を少しずつ上げていくような考え方について、これまで議論したことがあるのか。

人事課長

近年、人生100年時代と言われており、元気に働いていただける方が多いのは確かである。一方で、組織の新陳代謝の点等を考え、今のところは60歳で設定させていただきたいと考えている。今後、定年が65歳になり制度が完成するのに合わせて、高齢層職員の給与や職位なども含め、どのような形が適当なのか、国でも検討すると聞いている。そういったことも注視しながら、本県でもどうするか考えていきたい。

新井委員

役職定年導入後の課の運営について、例えば、ある部局でA部長、B副部長、C課長がいる体制だったものが、A、Bの両者が役職定年により主幹級となり、C課長の下で働くことになった場合、C課長にとっては、昨日まで、上司であった職員がいきなり、部下となる。その課をうまく回していくには、課長のマネジメント力が問われることとなる。そのようなケースが今後出てくることを考えると、職員教育、特に管理監督職の方に対する職員教育の在り方を再度見直す必要があると思うが、どうか。

人事課長

今後、役職定年制を導入すると、今まで上司であった職員を部下に持つことも生じることが見込まれる。そのような場合、所属長のマネジメント能力が重要になる。マネジメント能力を高める取組としては、適切な職場マネジメントに関する研修が有効ではないかと考えている。課所長級を対象に現在も階層別研修を行っているが、その研修の内容に、高

年齢層職員の知識・経験の活用や、職位の上下が逆転してしまうような場合等、多様な世代が在籍する職場の管理手法など、定年引上げを見据えたマネジメント等を盛り込むことを検討していきたいと考えている。また、これまでも、再任用制度を運用する中で、上司であった職員が再任用職員として部下になることは一部で事例として生じており、新たに再任用となる職員に対しても、周囲と良好な関係を築けるよう、心構えなどについての研修を実施してきた。今後も、このようなケースが増えることが見込まれるため、所属長が適切にマネジメントできるよう、上司になる管理監督者、部下になる元管理監督者、双方に対する効果的な研修を行っていかねばと考えている。

新井委員

先ほど、新規採用職員については安定的な採用をしていくとの答弁があった。これだけ社会が複雑、多様化すると、県庁でも専門的な知識・知見や技術を持った職員が必要となると考える。今も、社会人や経験者枠の採用を行っているが、定年引上げに伴い採用を減らすことがあってはならないと思う。経験者枠についての採用の考え方を伺う。

人事課長

現在、民間経験者採用を行っている。今後、定年引上げに伴い、職種ごとの年齢構成や課題に対する専門的な知識の必要性など色々な視点から、どのような職員を採っていけば、将来的にバランスのよい職員構成になるのか、よく考えながら新規採用をしていきたいと思っている。

【知事提出議案に対する討論】

なし

【議第15号議案に対する質疑】

立石委員

- 1 私にも、性自認が女性で戸籍上が男性の方が女性専用のスペースに入ってしまったときに問題が生ずるのではないかという話がいくつか寄せられた。風呂、トイレや更衣室への立入りが想定されるが、その立入りを管理者が禁止することが条例違反となるのか。
- 2 条例が制定されることによって性犯罪が増えるのではないかという御意見も寄せられた。性自認が女性で戸籍上が女性の方が逆に被害を受けるのではないかと心配されている。その点について、どのように考えるか。

渡辺議員

- 1 性自認が女性であると称する戸籍上の男性の行為が、人権として無制限に保障されるものではなく、当然、人権相互が衝突した場合、公共の福祉による制約として、女性が平穩に入浴する自由や浴場経営者の経営の自由等の権利との調整が必要となると考えている。本県の場合、公衆浴場等の衛生及び風紀に必要な措置の基準において定められている男女の区別を設ける趣旨の規定の適用や、そのような趣旨の規定に基づいて施設管理者が講ずる措置の適用を受けるものであり、現状の運用もそのようになっている。したがって、施設管理者には、性の多様性に配慮した取組を行うよう努めていただく必要があるが、女性スペースへの立入りに関して施設管理者が禁止することは、一律に条例違反となるものではないと考えている。
- 2 性自認が女性であると称する戸籍上の男性による女性スペースへの侵入等の事案につ

いて、本条例案の規定が、建造物侵入罪、偽計業務妨害罪、迷惑行為防止条例等の構成要件該当性を否定したり、違法性を阻却したりすることはない。したがって、本条例案の規定が、性自認も戸籍上も女性である方々の権利を不当に侵害することはないと考えている。なお、2018年にアメリカのカリフォルニア大学ロサンゼルス校で実施された大規模調査においても、本条例と類似の条例施行後に犯罪は増加していないという調査結果が得られている。

立石委員

先週の日曜日に、With Youさいたまの創立20周年の記念イベントに、松澤委員長、浅井委員と参加した。そこで、埼玉大学の5名の学生が、性の多様性について、ジェンダー教育の重要性について、男性の育休取得について、パートナーシップ制度について、それぞれの課題や取組をまとめられていた。学生も、積極的に、性の多様性について考えて発表されていた。男女共同参画社会のために作られたWith Youさいたまの在り方も、ある意味では問われたと思う。そこで、本条例案が制定されることで何が変わるのか伺う。

渡辺議員

本条例案が制定されることで、性の多様性についての理解が進み、性的マイノリティの方々の苦しみが軽減され、個人が個人として尊重される社会の実現に向けての一助となることを期待している。人は、一人一人価値がある。差別に苦しみ、人間としての尊厳が傷つけられ、暴力の恐怖に苛まれ、生存を脅かされてきた方々に、明るい未来が開けるかもしれないというメッセージが伝わり、希望を感じてもらいたいと思う。本条例案が、絶望し生きることを諦めたりする人がいなくなるきっかけとなることを願っている。

岡委員

- 1 私たち無所属県民会議は、性の多様性が尊重され、更なる県民の理解増進が図られるべきだと考えている。その上で、条例化の是非、そしてその内容及び制定後の影響を慎重かつ丁寧に判断する必要があると考える。県民コメントに関しては、報道によると、総数4,747件、うち賛成は508件、反対が4,120件と報じられている。我が会派に寄せられたLGBT当事者の声や、多くの女性から寄せられた意見も、その多くが反対や慎重意見であった。県民コメントの結果がはまだ公表されていないが、反対意見が多いと言われる中で、なお、本条例案の成立が必要と考える理由と意義について伺う。
- 2 国においては、LGBT理解増進法として議論が始まり、その後、差別禁止法とその内容を変えていき、その結果、法整備が進まなかったことは、提案者も御存じのことと思う。我々も理解増進法のような条例であれば、賛成できると思う。一方で、本条例案は第4条第1項で、何人も性的指向又は性自認を理由とする差別の禁止を定めている。差別禁止法に近い条例を作ろうというつもりなのか。
- 3 先日の本会議の質疑では、本条例案を公布日から施行することについて、性に関する新たな解釈を行うとするにもかかわらず周知期間もなく少し拙速ではないかとの問いに対し、新たな解釈がないため問題はないと答弁していた。一方で、自身の性は主観的な性自認を重視し、本人が認識した時点でその性となるとも答弁している。これはやはり新しい性の考え方であり、このように解釈をしている県民は、現時点ではほとんどいなのではないかと我々は考えている。この点についてどのように考えているのか。あわ

せて、我々は慎重に議論を深めることや、県民の理解を深める時間を設けることも必要ではないかと考えている。そして、仮に成立しても、しっかりと周知期間を設けることが必要と考えるが、改めてこの点に対する認識を伺う。

- 4 本会議での条例制定の影響についての質疑に対しては、先行して制定した三重県で、性犯罪が増加したことはないという答弁があった。ところで、三重県の条例と本条例案には大きな違いが三つある。一つは、執行部提案か議員提案かということである。二つ目は、三重県では、条例検討会議を県が設置し、有識者、当事者、支援団体が公開で会議を行い、会議録も公開しているが、本条例案にはそれがないことである。三つ目は、三重県では、丁寧なプロセスを経て、かつ、執行部提案だからこそ、条例制定に合わせて条例解説を公開している。条例解説を見ると、不当な差別的取扱いとはどのような事例を指すのかということを細かく掲載しており、また、他者の保護の関係から、課題となる部分、制限する部分はあると考えられると明文化されている。そこで、例えば、第4条第1項を、何人も公共の福祉に反しない限りにおいて、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないというような文言とすることで、条例制定を不安視する意見も減ったのではないと思われる。このような文言を加えることについて、議論したのか。また、本条例案になぜ公共の福祉に反しない限りというような文言を入れなかったのか伺う。
- 5 第11条で定められるパートナーシップ、ファミリーシップに関する制度についてであるが、本制度は、令和4年4月1日時点の調査結果では、全国209自治体がいずれか、また両方を導入している。そのうち渋谷区ほか10団体が条例を根拠とし、それ以外の199団体は、規則、要綱等を根拠としている。以上のことから、パートナーシップ、ファミリーシップ制度に関する規定を条例で設けることはレアケースとなる。こうした全国的な傾向がある中で、この条文を設けた意図について伺う。また、県内でパートナーシップ、ファミリーシップ制度を導入している自治体は35自治体ある。それぞれの自治体で制度を利用できる要件は異なる。特にファミリーシップ制度については、どこまでをファミリーと位置付けるかなど、自治体ごとに大きく差がある。そのような中、本条例案では、県がパートナーシップ、ファミリーシップ制度を整備することを求めている。既に各自治体で制度を利用している人に混乱が生じ、場合によっては、これまで各自治体で認められた同性カップルが、県制度では対象から外れるといった事態が起きかねないが、どう考えるか。

渡辺議員

- 1 県民コメントについては、本会議でも説明したとおり、自民党の手續として、そもそも公開を前提として実施していない。必要性、意義についても、提案理由で説明したとおりであるが、令和2年度に行われた社会学的調査である、埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する大規模な調査において、無作為に抽出された県民の3.3%が性的マイノリティに当たることや、そのうち6割以上の方が、自分は価値のない人間だと感じたことがある、死ねたらと思った、自死、自殺の可能性を考えたことがあると回答した。このように、性的指向又は性自認に関して、社会の不合理、不平等を感じて生きている県民の方々が相当数いるという現状があり、こうした事態を改善すべきことから、条例案を提案させていただいた。以上が必要性と意義である。
- 2 本条例案を提案すべき立法事実が存在する。そのような観点から各条文の規定を制定させていただいている。
- 3 本会議で申し上げたとおり、人権として何か権利を主張する際には、内心にとどまる

限り絶対的に保障されるが、外部に行為として表現される場合は、無制限に保障されるものではない。ほかの人権と衝突した場合には、公共の福祉として、人権相互間の矛盾衝突の調整が必ず行われる。これは日本国憲法の下では原則的な考え方であり、こうした点に基づいて本条例案も作られており、何ら新たな解釈を生むようなものではないと考えている。周知期間についてであるが、社会学的な調査の結果、非常に大きな苦しみにあえいでいる方が大勢おり、こうした事態を改善するべき必要性が非常に高く、改善の緊急性も高い。また、このような人権に対する考え方は、新しい考え方でなく、個人は個人として尊重されるという日本国憲法に既にうたわれている大原則であり、特段新しい解釈が要請されているというものではない。さらに、これまで国も埼玉県も普及啓発にも熱心に努めており、今回の条例をもって、新しい事項が生じるという性質のものではない。以上から、条例は即日公布、公布即施行としている。

4 三重県の条例は執行部提案であり行政手続法上の規制を受けるため、同法の規定に基づいて制定したと思われる。公共の福祉という文言を入れることについてであるが、憲法で定められている大原則であるので、明文化されているか否かにかかわらず、全ての日本国の法令に適用されるものだと考える。

5 条例案を提案するに当たり、当事者、関係者、執行部といろいろな方々から、意見を伺って取り組んできた。その際に、パートナーシップ、ファミリーシップを制度化してほしいという強い要望があった。今回の条例案は総体的な作りになっているので、個別のパートナーシップ条例、ファミリーシップ条例を、本条例案の規定に設けるか否かは議論があるかと思うが、柔軟な運用が可能ということと、詳細については、執行部が、要綱等で、具体的な検討をした上で、対応するのが妥当ということで、性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとするとして挙げ、この制度の要望は強いということを示していただいた。また、今回の条例案は、ほかの市町村が制定している条例の効力を排斥するようなものではない。当事者の方が選択的に利用することも可能である。県という広域行政が制定することで、市町村間で制度が異なる場合に、当事者が利用しやすくなるということで、広域行政として県での条例制定を望む声が非常に強かったために、提案させていただいた。

岡委員

1 県民コメントについては、非公開ということで少数意見を尊重するという趣旨だと思うが、条例を制定したことによって、逆に、反対者の反発が生じるおそれがあると思う。また、条例を作らないでそっとしてほしいという意見もある。この点について、どのように考えるか。

2 第4条第1項に性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないとあるが、女性や子供の人権、安全を守るという点について、私たちはまだ不十分ではないかと思う。本会議の答弁や先ほどの答弁では、本条例が、建造物侵入罪の構成要件の妥当性、違法性を阻却することはないとあった。建造物侵入罪は、正当な理由なく人が管理する建造物に侵入することによって成立する犯罪である。したがって、盗撮のような行為を目的として、女性トイレや女湯に入ろうとすれば犯罪になる。しかしながら、本条例で考えるべき点は、性自認が女性であると偽って侵入するケースだけではなく、男性器のある性自認が女性の方がトイレに、あるいは、入浴を目的として女湯に入ろうとしたらどうなるのかという不安があることである。性自認は本人が認識した時点でその性となるが、ときには揺れ動いたり戻ったりすることもあり、ふと男性としての認識が目覚めることもある。そう考えると、盗撮やのぞきを目的としていなくても、条例制定によっ

て、女性が新たな不安を抱くのは当然のように思う。公共の福祉に反しない限り、公序良俗に反しない限りといった文言がついたとしても、女性や子供の権利を守れるだろうか、我々は不安を感じている。それほど第4条第1項の記載は慎重であるべきだと考える。条例施行後、どのようにして女性や子供の人権も引き続き守ろうと考えているのか。

渡辺議員

- 1 県民コメントで反発があったり、そっとしておいてほしいという方もいらっしゃったりすれば、そうした方々の意見も当然尊重するべきだと思う。ただ我々は、間接民主制、議会制民主主義を採用している埼玉県議会という組織であり、多くの県民の意見を踏まえ、意見を統合する役割がある。県民の意見を統合した上で、議会として、真に救済すべき人権のために必要な制度と考えた場合には、このような意思決定を行っていく。県民コメントについては、公開を前提としている制度ではないので、改めて付言させていただく。
- 2 まず、性自認について大きな誤解があるかと思う。性自認は主観にとどまる限りは絶対的に保障されるが、行為として外部に現れた場合は、必ず対立する権利との調整が必要になる。外形が男性で性自認が女性の方が女湯に入ろうとする際は、浴場経営者の経営の自由や女性が平穩に入浴する自由と必ず衝突するので、調整が必要になる。そして、現行の浴場の運営基準は各自治体で定められており、更衣室、浴室は男女別に作るということの規定がある。この規定に基づいて外形が男性の方が入ってきた場合に入浴を断ることは不当な差別的取扱いには当たらないので、想定しているようなおそれは生じないと考える。

岡委員

性自認が女性の方が女湯に入ることは管理者が規制できるが、例えば、公園の女性トイレは監視する人がいない。子供がトイレに入っているときに、性自認が女性の方が入ることによって犯罪が起きる可能性があるかと心配する声もある。性自認が女性の方が女性トイレに入ることに對し、どういう規制ができるのか。

渡辺議員

公園は、多くの場合自治体が管理者となっており、管理者の意思に反した入室は、建造物侵入罪に該当する。犯罪行為を行うことを目的として、例えば女性トイレに侵入することは、刑法上の住居侵入罪に該当する。もし性自認が女性であると偽って入れば、偽計業務妨害、迷惑行為防止条例に当たるかもしれない。そういった措置が、刑法上既に用意されており、現状もそのような認識の下で運用されている。

岡委員

犯罪が起きたら刑罰を受けるという視点ではなく、本条例によってその犯罪が起きる可能性がある、権利を主張してトイレに入ることによって子供が危険な目に遭うおそれがあるという視点である。この点についてはどうか。

渡辺議員

性の多様性を尊重した法規を制定した後に、性犯罪が増えるのかという懸念を持たれている方がいるので、そうした事態が発生するかどうかを社会学的な調査として実施したの

が、2018年のカリフォルニア大学ロサンゼルス校で行われた大規模な統計調査である。この調査では、性犯罪がこうした規制をもって増加する事実関係はないということが証明されている。もし犯罪が増加するおそれがあるというのであれば事実関係を示していただければと思う。

辻委員

- 1 性の多様性の尊重を進めるに当たっては、人権や差別への啓発にとどまらず、教育分野や産業分野等、多岐にわたると考える。対象の事業数も、かなりの数になると推察される。それを進めていくには、庁内横断的な推進組織が必要と思うが、どのように考えるか。
- 2 先ほど、トランスジェンダーと言われる外形が男性で性自認が女性の方が、女性専用スペースを使うときのトラブルについて、懸念が示された。逆に、例えば完全に見た目が女性で生まれもった性は男性の方が、生まれた性が男性ということで、女性の外見で、男湯や男子トイレに入るといふことのトラブルも考えられる。性の多様性については、実際いろいろなトラブルが想定され、事業者の方もどう判断したらいいのか、どのような対応が差別に当たらないのかと迷うこともあると思う。したがって、差別で苦しんでいる当事者からの相談体制も必要であるし、これを受け入れる側の相談体制や苦情処理も必要だと思う。相談体制の整備について第14条でうたわれているが、豊島区などでは、専門家等を配置して苦情処理委員会という形で委員会を設置している例もある。相談体制についてどのような形態を想定しているのか。
- 3 一刻も早い条例の施行が必要のため公布の日からの施行としたとのことだが、理解を推進していくためには、解説書や具体的な対応マニュアル等も整備していく必要があると思うが、どうか。
- 4 パートナーシップ制度やファミリーシップ制度を実際に運用する自治体は、役所に行きパートナーが宣誓するような制度と、郵送等で済ませる登録制度があると思う。カミングアウトしていないカップル等にとっては、簡便な手続で行えるので登録制度の方が良いという意見もあった。実際にパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度をどのように運用していくのか。
- 5 ファミリーシップ制度については、家族に準じた概念として設定したと思うが、そもそも家族の定義は曖昧である。法律上の親族等は定義があるが、家族の定義については実は法的な定めがない。法的な定めがない概念に準じたファミリーというものは、その範囲が曖昧であり、少し懸念するところではあるものの、実際に運用している自治体もある。この点についてどう考えるか。

渡辺議員

- 1 現在、人権・男女共同参画課が中心となって、既に1,038事業について検討を始めていると聞いている。詳細は執行部から、説明していただく。

県民生活部長

- 1 本条例案が公布、施行された場合には、改めて検討していく。現時点で県として整えている体制についてであるが、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するという目的で、知事を議長とする埼玉県人権政策推進会議を設置している。同会議は横断的な組織であり、警察本部、教育委員会も構成員である。また、LGBTQ施策の推進に係る総合的な調整を行うために、昨年度、同会議の下に

LGBTQ専門委員会を設置している。さらに、令和4年6月には、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために、学識経験者、当事者等から成る埼玉県性の多様性に関する施策推進会議を設置したところである。知事は6月29日の浅井明議員の一般質問において、「法律や国の方針が示されていない中、当事者の方が抱える様々な課題に配慮するため、学識経験者等から成る検討会を立ち上げた。そして様々な側面から御意見を頂戴しながら検討を進めている」と答弁しており、知事の下、LGBTQへの支援を通じて、一人一人の多様性が尊重される社会を実現したいと考えている。

渡辺議員

- 2 苦情処理委員会という名称にするか否かという問題はあるが、当事者や関係者の方々が、何らかの疑問や困難に直面した場合に、相談や苦情処理に対応するべきであると考え。本条例案には相談体制の整備と抽象的に記載させていただいたが、具体的な内容としては、今後、施策を実施していく際に、名称等を検討し、御指摘に応えたいと考えている。
- 3 性的少数者の方々が直面している大変大きな困難が、現に存在しており、これを改善するべき必要性が非常に高く、緊急性も高い。一方、許容性としては、これまでも、人権施策として、性の多様性については、国、埼玉県、県教育委員会等で、十分周知に努めている。そして本条例案が制定された後も、周知啓発活動は継続していくこととなる。以上から、御指摘の課題には対応できていると考えている。
- 4 当事者の要望が非常に強く、例示として、ファミリーシップ制度について記載させていただいた。実際に導入していく段階で、執行部の方で、関係者、専門家、当事者等、多様な意見を聞いていただいて、ニーズにマッチした制度にさせていただきたいと思う。なお、宣誓についてであるが、法令上の婚姻においても宣誓は要求されていないので、制度を作る際には過剰な要件とならないように進めていってほしいと思う。
- 5 今回の条例案が制定されても、民事上等の親族関係について法的効果は生じないため、整合性として問題はないと考えている。

辻委員

男性として生まれたが見た目が完全に女性というトランスジェンダーの方が、男風呂や男子トイレに入ったら、逆に配慮されてしまうという現実がある。トランスジェンダーの方も多様であり、男性器がある方も、手術でなくした方もいる。性自認が女性のトランスジェンダーの方は、自分の男性器を人に見られたくなく、入浴施設に行かなかったり、旅館であれば部屋風呂があるところを使ったりと、最初から避けるよう行動している実態があると聞く。男性器を見せつけるような行為をしたら、トランスジェンダーの方であろうと異性愛者の方であろうと関係なく、犯罪になる。このような状況をどう解釈したらいいのか、理解啓発が進んでない中で、正直、事業者の方も迷う部分があると思う。相談窓口や苦情処理委員会は、LGBT当事者だけではなくて、事業者や一般の方たちも含めて、相談や苦情を受け付けるという理解でよいか。

渡辺議員

苦情処理委員会、相談体制は、全ての方を対象としている。悩みに対して、当事者だけでなく、関係者、事業者、当事者の親や子に対しても、相談、対応できる体制を整えていただきたいと考えている。

柳下委員

- 1 県民コメントを広く募り意見等を募集されたこと、その中の意見を取り入れて条例案をまとめたことに対して敬意を表したい。条例案には目的として、人権が尊重される社会の実現が掲げられて、差別的取扱いの禁止、パートナーシップ、ファミリーシップに関する制度、整備の文言が盛り込まれており、私たち県議団としては評価をしている。しかし、当事者の苦しみ、要望は切実であり、様々なケースが想定される。条例が一步でも二歩でも、当事者たちの願いに沿うものに前進できるよう、質疑させていただく。当事者は、自身の声を聞いてほしいと強く要望している。計画策定や施策の推進において、定期的に、また、あらゆる機会を捉え当事者の意見を聞くべきである。条例制定後は、とにかく当事者の意見を聞く機会を設けていただきたいが、どうか。
- 2 全体的に努力義務が多いことが、本条例案の特徴である。特に事業者の責務や財政上の措置が努力義務となっている。当事者から、とても残念だという声が寄せられているが、どう考えるか。
- 3 附則で規定されている見直しについて、必要に応じてとなっているが、3年に1回くらい定期的に見直しを行う規定とすべきという声が、私どもにも寄せられている。実際、いろいろと問題も出てくると思うので、しっかり捉えて反映させていくべきだが、どうか。
- 4 第11条には、パートナーシップ、ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性に係る理解増進のために制度を整備する等必要な施策を講ずるものとするとの規定がある。当事者からは、パートナーシップ、ファミリーシップではなく、その他の理解増進制度にすり替えられてしまうのではないかという不安の声が出ているが、どうか。

渡辺議員

- 1 御評価をいただき、感謝する。当事者の意見を聞くべきとのことだが、我々も全くそのとおりであると考えている。施策に移していく段階でも、執行部においては、当事者の意見を聞いてほしいと思う。検討会議等でもそういった体制が整えられていると思うので、引き続き当事者の意見を聞いていただくことを期待している。
- 2 社会の理解が進んでいくことで、御指摘の規定をはじめとする条例の内容についても、検討を進めていくことができるのではないかと考えている。なお、財政上の措置の規定については、知事の予算調製権に配慮して努力義務とした。
- 3 社会情勢の変化も早いことから、柔軟に対応できるように、今回はこのような規定とさせていただいた。
- 4 今回このパートナーシップ、ファミリーシップ制度をあえて例示列挙させていただいた趣旨は、これらの制度の必要性が特に高いことを示すためである。執行部も、趣旨を踏まえて、今後、制度の制定を進めていくものと考えている。

【議第15号議案に対する討論】

辻委員

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に対して、賛成の立場から討論する。同性愛等の性的マイノリティを後天的な精神の障害や依存症などと捉える無理解がまだまだ根強い日本社会の現状において、性の多様性の尊重推進する条例が必要と考える。2020年、本県の多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査によれば、LGBTQ当事者の6割は生きる価値がないと感じたことがあり、65%が自殺、自死の可能性を考えたと回答している。本来、国が法整備すべき重要な課題であると考えているが、国の動きが遅々

として進まない中、埼玉県から先んじて条例を制定することには大きな意義があると考えられる。その上で、本条例案は、具体的な施策を定めるものではなく、基本計画の中で、その整備を進めていくという作りになっていることから、条例制定に当たっては以下の項目を実施することによって、より条例の実効性を高めていくことを併せて申し述べたいと思う。

1点目、本条例の趣旨を実行するに当たっての庁内横断的な推進体制を整備強化すること。2点目、苦情処理委員会や相談窓口などを設置し、県民や事業者に責務という形で求める以上、県民や事業者任せにせず、相談窓口や苦情処理委員会など、県が責任を持って対処に当たっていく必要があると考えるので、それらの設置をすること。3点目、公布の日から施行ということで、本条例についての周知期間がないことや、県庁内の準備期間がないことを踏まえて、条例施行後の初動が遅れる可能性があると考えられる。そのために、県庁内や県民事業所への解説書の作成など、性の多様性の尊重のためのガイドラインを作成すること。以上の提案を申し述べた上で本条例に賛成する。委員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。

柳下委員

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例案に対する賛成討論を行う。私たちのヒアリングに答えてくれたレズビアンの方は、学校に通っていたころは自分の性的指向が周りにばれてしまうのではないかと、いつでも不安でたまらなかつたと話してくれた。埼玉県の調査でも、LGBTQの多くが死んでしまいたいなど、危機的な精神状態に陥ったことがあると答えている。性の多様性を尊重した社会づくりは、命に関わる問題であり、緊急性のある課題である。こうした中で、条例案をまとめ、県民コメントで広く意見を募り、出された意見を基に条例案を練り上げてこられた提出者には敬意を表する。同条例案には、目的として、人権が尊重される社会の実現が掲げられ、差別的取扱い等の禁止、パートナーシップ、ファミリーシップに関する制度整備の文言が盛り込まれていることから、我が県議団は賛成する。しかし、今なお苦しんでいる当事者からは、様々な意見が寄せられていることも事実である。特に、事業者の責務や財政上の措置が努力義務になっている点や、パートナーシップ、ファミリーシップ制度の整備が、その他の理解増進制度と並列されている点などに不安の声がある。附則には、必要に応じて見直しを行うとあるが、1年後、3年後等に必ず見直しを行うことを強く要望し、賛成討論とする。

【議第16号議案に対する質疑】

柳下委員

1 本条例案の元になっている部落差別の解消の推進に関する法律の国会の質疑記録によると、審議当時、この法案に対して、全国からいろいろな声が寄せられたとのことである。具体的には、また部落の特別対策が復活する、部落解放同盟の糾弾暴力が復活するという心配の声であった。この条例案が提案されて、私が非常に心配するのもこの点である。八鹿高校事件は、今でも記憶に残っている。高校の先生たちを差別者と決めつけて、部落解放同盟が13時間にわたり監禁暴行して教員48名が重傷を含む負傷、最高裁判所で部落解放同盟13人の有罪が確定されている事件である。部落差別解消法の国会質疑の中の長野県御代田町の茂木祐司町長の話を紹介する。御代田町は茂木町長が就任する前には、部落解放同盟の一部幹部によって、町と職員に対して、異常な圧力や脅しが日常的に行われていた。退職者、長期療養者も出ており、担当していた課長も自殺をした。2007年2月に茂木町長が就任して、その年の6月議会で同和事業の完全な廃止を宣言した。約4,000万円あった同和地区のみの福祉や教育、公共事業等の特

別対策予算は、全地域の医療福祉に回すことになった。このような事態が全国もちろん埼玉県内にも起こったからこそ、特別措置法は廃止された。このようなことを繰り返してはならないと強く思う。このような不安の声について、考えを伺う。

- 2 部落差別については、部落差別解消法にもその他の法律にも定義はない。部落差別解消法の質疑では、提出者が、部落差別とは部落出身であることによる差別であると、部落解放同盟の綱領と同じ内容を答弁した。部落と部落差別をどのように定義しているか。なぜ条例に定義を入れなかったのか。
- 3 部落や部落差別についての定義がない中、地方公共団体は施策を実施するに当たり、主体的、自主的に判断できないのではないか。例えば、行政がある団体から、部落差別の解消を求められた場合に、行政の方で、部落差別に当たらないと拒否することができるのか。できるとすれば根拠は何か。
- 4 第4条の県の責務に、部落差別の解消に関する総合的な施策を実施するとある。また、施策を実施するに当たっては、国、市町村、県民及び事業者との連携を図るものとする。先ほど述べた御代田町は、同和対策として一部の地域に年間4,000万円もの予算が投じられた。全国では、同和対策事業特別措置法の下で、特別対策として16兆円が投入された。再び特別対策が復活するのではないかと非常に心配である。条例にある総合的な施策とは何を指すのか。特別対策を復活させないための歯止めはあるのか。
- 5 第9条は県に対し実態把握を努力義務としている。かつて総務省も文部科学省も、意識調査、地区概況調査、生活実態調査、同和地区の世帯数や人口、そのうち同和関係者はどのくらいか、進学状況調査など、地区ごとに詳細なデータを集めていた。このような調査は、プライバシーの侵害であり、むしろ部落出身というラベリングとなる。実態把握とはどのような調査を指すのか、私が述べたような行政調査とならない歯止めはあるのか。

千葉議員

- 1 同和対策事業特別措置法は生活環境の改善のために行う事業等について定めたものであった。本条例案は、部落差別の解消の推進を直接の目的としている。あくまで、県民一人一人の理解を深めることにより部落差別のない社会を実現することを目的としていることから、同和対策事業特別措置法の立法目的と全く異なっている。このことは、本条例案で、財政上の措置に関する規定を置いていないことから明らかである。執行部においては、過去の同和対策の経緯を踏まえ、決して逆戻りすることのないよう事務を執行してほしいと考えおり、財政上の措置に関する規定を置かなかったものがある。運動団体の糾弾暴力が復活するといった不安についてであるが、部落差別の解消の推進に関する法律について、参議院法務委員会において、次のとおり附帯決議がなされている。「国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。」とある。この附帯決議も踏まえ、本条例案においては、部落差別の解消を阻害していた要因に対する対策を講ずることも併せた総合的な施策を実施することを想定している。
- 2 部落と部落差別については、条例に定義を入れなくても、県民に十分理解されていると考えている。部落差別については、県作成のパンフレットにおいても、「日本社会の

歴史的過程で形づくられた身分差別に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。」とされている。部落については、元々、集落を示すが、被差別部落の略称として用いられることもある。以上から、一般常識や社会通念として通じると考え、条例で定義をしなかった。

- 3 差別とは、基本的人権を不当に侵害したり、本来平等であるべきものを不平等に取り扱ったりすることである。そのため、部落差別については、一般的な理解で判断できるものと考えている。なお、本条例案は、過去の同和対策のような、特定の地区住民を対象とした事業の創設を求めるものではない。
- 4 総合的な施策とは、第4条第1項で総合的な施策を実施するものとするとしており、知事部局や教育委員会等にまたがる総合的な施策を実施することを指している。特別対策を復活させないための歯止めについては、本条例案には財政上の措置に関する規定を置いていないことが歯止めの一つと考える。また、部落差別の解消の推進に関する法律に関する参議院法務委員会の附帯決議を踏まえ、本条例案では、部落差別の解消を阻害していた要因に対する対策を講ずることも併せた総合的な施策が実施されることを想定しており、このことも歯止めの一つと考える。
- 5 第9条では、県は、情報化の進展に伴う部落差別に関する状態の変化も踏まえ、必要に応じて、実態を把握するよう努めるものとするとして規定している。同和地区ごとの詳細なデータを集めるような調査ではなく、近年社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷など、情報化の進展を踏まえた実態の把握が重要であることから、県レベルで、インターネット上における差別的書き込みに関する実態を把握することを想定している。あくまで、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、教育及び啓発や相談体制の充実に資するための実態調査である。部落差別を受けた人や被差別部落を特定して公表するようなことは想定しておらず、指摘のような事態が生じるおそれはないと考える。また、執行部において、実態の把握をする際は、部落差別というラベリングにつながるような調査に決してならないよう、内容や手法についてよく検討していただく必要性があると考えます。

柳下委員

これまでの部落解放同盟の糾弾など歴史的なことを踏まえて、不安の声に対する考えを質疑した。今は同和地区を知らない人も多いし、インターネットでの書き込み等については削除を依頼することができるので、条例化とは別次元の問題と思う。具体的な不安の声や、条例化を望む声があったら、示していただきたい。ずっと続いた特別対策は既に一般対策となり、また、予算措置がないと県が実態を把握することはできないため、あえて条例化する必要はないと考える。例えば、部落解放同盟に所属していた人が、差別に対する対策を求めてきた場合に、差別ではないと判断する基準となる定義がない中、どのように可否を判断するのか。

千葉議員

平成9年に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が期限を迎えたことは承知している。ただ、同法律は、生活の環境の改善を求めるための法律であったことも記載されていた。そして、いまだ差別は残っているということで、地方公共団体に施策を講じること等を記載した部落差別の解消の推進に関する法律が、平成28年12月16日に公布された。それに伴い、自民党で調査をしたところ、やはりインターネット等による被差別部落の地域等の様々な書込みがあり、いまだに結婚、就職等において差別

があることが確認できた。詳細に及ぶ差別の公表はこの場では差し支えるが、平成9年に地対財特法が期限を迎えてからも、いまだに部落差別の問題で苦しんでいる方々がたくさんいる。問題の解決には県民一人一人の理解が不可欠である。県が条例を策定することで積極的に関わっていく姿勢を示すために本条例案を提出した。御理解いただきたい。

柳下委員

予算措置が伴わない中、県がどう積極的に関わっていくのか。また、結婚、就職等で差別があり、インターネットでもいろいろと差別が出ているとのことだが、そのような差別に対し、本条例案が成立した場合に、どのように解決していくのか。

千葉議員

インターネットの書き込み等をやめることについて、市町村は法務局に依頼しているが、書き込みが取り消された事実はない。各地域で抱えている問題は異なる。各市町村が調査をした上で、その問題について相談を受けたり助言をしたりすることが県の役割と考えている。

柳下委員

市町村と相談しながら一緒に差別をなくしていくとのことだが、一切予算がない。一般対策として行ってきたことをあえて条例化して、予算も定義もない中で市町村と一緒にやる必要はないと考える。逆に、同和地区はどこか分かってしまうというような差別を作ることになると思うが、どうか。

千葉議員

第3条に禁止する事項について載せている。あえて条例化し、早期に解決することが、部落差別の問題で苦しんでいる人たちを助けることができると考え、今回提案させていただいた。財源上の処置についてであるが、実際、今もパンフレットを作るなど県で対応している。本条例案は、同和対策事業特別措置法の形に戻らないために、財政措置を入れなかったことを御理解いただきたい。もちろん条例も部落差別も存在しないことが最終的に作られれば一番良いが、今、苦しんでいる人のために条例案を策定させていただいた。その趣旨の御理解と御賛同をいただきたい。

岡村委員

- 1 第3条の「その他の資料」には、映像資料等も含まれるのか。
- 2 第8条に相談体制の充実とあるが、新たに部落差別についての相談窓口等の設置を県と市町村に求めるのか。
- 3 提案説明で、和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例を参考にしたとあった。和歌山県の条例では、特定電気通信役務提供者、いわゆるプロバイダの責務や、違反者に対する説示、勧告、市町村に対する要請等の規定が明記されているが、本条例案にはない。あえて明記しなかった理由について伺う。

千葉議員

- 1 映像、音声データ、ポスター、パンフレット等、部落差別に関するものは全て含まれると考える。
- 2 新たな相談体制は求めている。現在、人権推進に携わる人が部落差別の内容を理解

した上で資質を向上させて、相談窓口になってもらいたい。

- 3 プロバイダに関する規定を設けなかったことについてであるが、和歌山県は、当初は理解増進を目的として制定しており、その後、プロバイダ、説示、勧告まで踏み込んだ内容に改正している。しかしながら、和歌山県によると、法務局、プロバイダ等と調整せずに、改正したとのことであった。本県では第9条の実態調査を行った上で、法務局との調整等を行うべきと考えており、まずは、理解の増進をするため、一人一人が考えるための条例案になっている。違反者に対する規定についてであるが、基本理念において、部落差別の解消の必要性について県民一人一人の理解が深まるよう努め部落差別のない社会を実現することを目的とした条例であると規定している。まずは、県民の理解を深めることが最優先だと考えており、規制については、第9条の実態調査をした上で今後、設けられる可能性はあるが、現段階では考えていない。また、特定の個人を対象とした誹謗中傷、権利侵害については、刑法はじめ各種法令が適用されるものと考えている。

辻委員

部落差別に関しては、同和地区への対策事業等によって、明らかにほかの地区と比べて著しくインフラが整備されてないというような目に見える形での差別的状況はなくなってきている。しかし、部落差別はもうない、寝た子を起こしてはならないという意見もあるが、差別は厳然として存在していると思う。それも、かつてのような形ではなく、ネット社会の普及等によって非常に可視化されにくい差別が横行しており、むしろ陰湿化、深刻化しているのではないかと考える。かつての運動団体による激しい糾弾闘争があった一方で、激しい結婚差別やそれによる自殺などがあったこともまた事実である。そのような中、いまだ差別があるということで本条例案を提案されたと理解している。現在の差別の実態、社会状況をどのように考えているか。

千葉議員

生活環境等についての格差については、同和対策事業特別措置法から始まった33年間に及ぶ国、県、市の様々な特別対策事業によって、ある程度解消されてきている。ただ、落書き、結婚や就職に際した身元調査、不動産購入時等の土地調査、最近ではインターネットによる差別の書き込みなど、差別問題が多く残っていることもまた事実である。当事者の努力では解決できず、そこで生まれ育っただけで差別を受け、いまだに苦しんでいる人がたくさんいる。同和問題を解決するためには、まず一人一人が正しく同和対策について理解し、自分自身の問題として考え、相手の立場に立ち差別を許さないと、県と一緒に強い姿勢を示すことが必要であるため、本条例の策定にまい進してきた。

【議第16号議案に対する討論】

柳下委員

議第16号議案について、反対の立場から討論を行う。反対の理由は、本条例案が部落問題解決の歴史に逆行し、部落差別を固定化、永久化しかねないからである。まず、第一に指摘したいのは、本条例が部落解放同盟の行政への介入を復活させかねないということである。条例案は、部落についても部落差別についても明確な定義を行わず、部落解放同盟の解釈が行政に押し付けられる余地を残している。また、第4条の県の責務の総合的な対策も具体的な定義がなく、これも団体の解釈が押し付けられかねない。一部団体による、脅しに基づく不公正な同和行政による特権と利権は、かえって差別を助長するものである。

このような事態の復活は絶対に許されない。第二に指摘したいのは、第9条の実態把握は、旧同和地区、旧同和地区住民の洗い出し、精密調査や行き過ぎた意識調査によって、それ自体が国民の内心の自由を侵害し、分け隔てなく地域で生活する旧住民と、そうでないものとの間に新たな壁を創り出す強い危険性がある。このような本条例は、真の差別解消にはつながらない。自民党と深い関係のある団体である自由同和会の2011運動方針を紹介する。同和地区に住む人たちを差別しようという、悪意を持った確信犯的な人は絶対になくなる。そのような差別を好む者が部落地名総鑑を作成して、インターネットに流すなど、悪用した場合には毅然として対処することは当然であるが、今や混住化が進み半数以上は、同和関係者以外の人たちであることを広報することの方が、部落地名総鑑を無意味にする近道ではないだろうかというものである。自由法曹団なども、こうしたインターネットへの差別的書き込みについては、いわゆるプロバイダ責任制限法という法律もあるわけで、これに基づいて削除請求するなど、既存の法律で対応することが可能であると提案している。私はこのような方向でこそ、真の差別解消は実現すると指摘する。以上、反対の討論とする。

辻委員

埼玉民主フォーラムを代表して、埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例案に対して、賛成の立場から討論をする。党県議団としても、田並代表がこれまでの代表質問等で部落差別解消のための条例の制定を提案してきた。この度、こういった形で条例案が提案されたことに大変感謝を申し上げる。一方で、この部落差別は、人種や宗教等に起因するものではない、地域に由来する歴史的な根深い日本固有の差別である。こういった差別がまだなくなる、更に陰湿化しているという現状の中で、本条例案の制定が求められる社会状況にあると思う。実際に県内でも、直近で差別事例は起きている。例えば、2021年8月には、行政書士による戸籍の不正取得事件、また、同和地区の個人宅や表札などを動画に撮ってインターネット掲載する部落探訪事件、また、全国部落調査という地名一覧の復刻版の出版事件、また、2021年1月には、鴻巣市内の小学校の校庭に、その小学校に通う児童の保護者の氏名や住所、電話番号、さらには同和地区出身者かつ犯罪者だと記入したピラを投げ込むなどの、本当に痛ましい事件が県内でも頻発している状況である。そのような中で、このような条例が求められていると考えている。皆様の御賛同を心よりお願いしたい。

【請願に係る意見（議請第1号関係）】

立石委員

議請第1号に不採択の立場から意見を述べる。インボイス制度は、消費税の軽減税率制度の導入に伴い、取引における正確な消費税率と消費税額を把握し、適正な課税を行うために、消費税の仕入税額控除の方式として、令和5年10月から導入される制度である。激変緩和措置として、令和8年9月までは、適格請求書がなくても、支払った消費税の8割が仕入税額控除できるなど、経過措置が設けられている。また、国においても、相談窓口を設けるなど、制度導入に向けた支援策を講じている。以上のことから、インボイス制度を中止することを求める本請願には反対である。

岡村委員

議請第1号、「国に消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）中止の意見書」提出を求める請願について、2023年10月から始まるインボイス制度は、6年間の経過

措置があり、影響においても、時間的に分散するような配慮が一定程度なされている。また周知についても、国税庁や日本商工会議所において行われている。よって無所属県民会議ではこの請願を不採択とする。

柳下委員

議請第1号、「国に消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）中止の意見書」提出を求める請願について、採択を求める立場から意見を述べる。度重なる消費税の増税により、長期にわたり消費不況が続いている。さらに、新型コロナウイルス感染症による影響が、中小企業、小規模事業者を深刻な状況に追い込んでいる。こうした中、令和5年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の実施に向けて、昨年10月からは、適格請求書発行事業者の登録方式が開始された。しかし、この制度が実施されると、今まで小規模事業者であるために納税を免除されていた年収1,000万円以下の事業者が元請などから、課税業者になることが求められる。今までは売上金額の10%から仕入れ等に含まれる10%の消費税を差し引いて税務署に納める帳簿方式であった。ところが、インボイス制度では、税務署から付与された番号を記載した請求書、領収書を保存していなければ、仕入税額を控除できない仕組みである。番号が付与されるのは、消費税の課税者だけである。小規模事業者、農業者、一人親方、個人タクシー、フリーランス、シルバー人材、ヤクルトレディなどが新たな対象になる。インボイス方式は、税収を増やすこと、消費税10%以上に税率を引き上げるためのシステムである。消費者にとっては、物価値上げにつながる。ゆえに、煩雑な事務、課税業者では暮らしていけない、廃止してほしいとの声が広がっている。地方自治体からも、国にインボイス中止の意見書が上げられ、多くの関係団体も反対を表明している。よって、導入をやめさせるために、請願の採択を強く求める。

【請願に係る意見（議請第2号関係）】

浅井委員

議請第2号、国に対し「一定の期間を定めて、消費税をゼロにする意見書」の提出を求める請願の不採択理由について述べる。消費税は安定財源を確保し、社会保障の充実と安定化及び財政健全化の達成のため、必要な税財源である。さきの令和2年2月定例会で提出した、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策を求める意見書において、消費税は一定の期間を定めて軽減税率を0%とし、全品目軽減税率を適用することを要望しているが、緊急経済対策の一つとして要望しているものであり、単に消費税を一定期間ゼロにすることを求める本請願には賛成できない。

岡村委員

議請第2号、「国に対し一定の期間を定めて、消費税をゼロにする意見書」の提出を求める請願について、本請願は2020年3月に賛成多数で可決された新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策を求める意見書において、我が会派も賛成している。実際に、今も景気が上向かずに物価も高騰している中で、一定期間であれば必要な措置であると考えことから、無所属県民会議はこの請願に賛同する。

柳下委員

議請第2号、国に対し「一定の期間を定めて、消費税をゼロにする意見書」の提出を求める請願の採択を求める意見を申し上げます。我が党としては、物価高騰が生活必需品を中

心に全般に及ぶ中で、消費税5%への緊急減税は物価高騰から暮らしと営業を守る上で最も効果的な対策であると考えている。しかし、埼玉県議会としては、2020年3月の議会で、消費税は一定の期間を定めて軽減税率0%を趣旨とする新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策を求める意見書が、賛成多数で採択されているのだから、賛成である。しかし、国は、議論すら行おうとしていない。このような国の態度に対して、今一度、埼玉県議会として意見書を提出することが必要と考えている。請願者の、国民生活にとって今まさに求められていることは軽減税率を含めた全ての品目の税率をゼロにすることであるとの強い願いを受け止めて、消費税ゼロを国が決断することにより、新型コロナの収束後に、生活必需品など消費税の負担を軽減して、国民の購買力を高める景気対策となる。よって、採択を主張する。